

スクールゾーンをご存知ですか？

■問い合わせ先 下野警察署 ☎(52)0110

通学路の子どもの安全を確保するため、小学校の付近には、様々な規制（通称スクールゾーン規制）がされた道路があることをご存知ですか？

自分が住んでいる地域のどこにスクールゾーンが設置されているのか、どのような規制がされているのかを確認したうえで、交通ルールと交通マナーを守って、交通事故防止と通学路の安全確保にご協力をお願いします。



国分寺小学校周辺のスクールゾーン

スクールゾーンとは

スクールゾーンとは、交通事故から子どもたちを守るために設定された交通安全対策の重点地域の呼び名です。

一般的に小学校を中心とした半径約500メートル程度の通学路が対象になっています。交通標識や路面標示、看板などで、スクールゾーンを示しています。

スクールゾーン内では、都道府県公安委員会が決定した道路交通法上の規制が適応されます。

特に代表的な規制として、指定時間帯に、規制区域の車両の通行を禁止する**車両通行禁止**があります。この規制によって、登下校時間帯に通学路を歩行者専用道路にすることができます。

■その他の主な規制

- ・指定方向外通行禁止
- ・一方通行
- ・速度規制

通行禁止道路の通行について

指定時間帯に規制区域を走行できるのは、通行許可を受けた車両と緊急車両、道路維持作業車両などに限定されます。

規制区域内の居住者であったとしても、指定時間に車両で通行する場合は、通行許可が必要となります。

許可なく規制区域を走行するといった違反をすると、違反点数と反則金の対象となります。

規制の開始地点には指定時間帯を示す規制標識などがあるので、しっかりと確認し、指定時間帯であれば迂回するなどの対応をしましょう。

また、スクールゾーン規制は、補助標識に「日曜を除く」などの標示がない場合、一年を通しての規制となります。日曜日や夏休み期間中で学校が休みでも、指定時間帯は車両通行禁止です。

通行許可に関する申請手続

通行許可とは、通行禁止区域を社会生活上やむを得ない理由により通行する必要がある場合、通行許可を申請し、申請内容を審査したうえで許可する制度のことです。

※審査の結果、不許可になる場合もあります。

■対象車両

規制区間に自宅や会社の駐車場、月極駐車場などがあり、規制時間帯に通行しなければならない車両など

■申請方法 許可を得たい道路を管轄する警察署の交通規制係に、所定の申請書と添付書類を提出

※申請書と添付書類は車両1台につき2部必要です。

■必要な添付書類

- ・運転免許証の写し（主たる運転者のもの）
- ・通行経路図（通行したい通行禁止区間を示した地図）
- ・自動車検査証の写し



石橋小学校周辺のスクールゾーン